

は あ ゆ か わ 羽ばたけ鮎河自治振興会規約

【 第1章 総則 】

（名称）

第1条 この会の名称は、羽ばたけ鮎河自治振興会（以下「振興会」という。）と称する。

（目的）

第2条 振興会は、鮎河小学校区（以下「学区」という。）の住民自らが学区の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって住みよいまちづくりと住民自治の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 振興会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- （1）健康・福祉増進に関する事業
- （2）環境保全に関する事業
- （3）防災・安全に関する事業
- （4）教育・人権・文化・スポーツに関する事業
- （5）産業振興に関する事業
- （6）地域活性化と交流促進に関する事業
- （7）その他、目的を達成するために必要な事業

（区域）

第4条 振興会の活動の区域は、学区内とする。ただし、他の自治振興会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

（事務所）

第5条 振興会の事務所は、鮎河コミュニティセンターにおく。

【 第2章 組織 】

（会員）

第6条 振興会の会員は、学区内に居住する住民及び学区内を活動範囲とする各種団体等とする。

（役員）

第7条 振興会に次の役員をおく。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）会計 1名
- （4）理事 若干名
- （5）専門部会部会長 各1名
- （6）専門部会副部会長 各1名
- （7）監事 2名
- （8）事務局長 1名

ただし、副会長は会計を兼務することができるものとする。

2 会長、副会長、会計、理事、専門部会部会長、専門部会副部会長及び監事は、総会において選出する。

3 事務局長は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 事務局に事務職員を置くことができる。

6 事務職員の就業規則等詳細は別途定める。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、振興会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 会計は、振興会の会計事務を司る。
- (4) 理事は、役員会に諮る事案の総合調整と検討をする。
- (5) 専門部会部会長は専門部会を代表し、会務を統括する。
- (6) 専門部会副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、これを代行する。
- (7) 監事は、振興会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告する。
- (8) 事務局長は、振興会の事務を統括する。

【 第3章 会議 】

(会議)

第9条 振興会の会議は総会、役員会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

第10条 会議は、構成する者の過半数以上の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は、原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会は代議員制とし、役員と学区内の各組より選出された代議員（各組1名）をもって構成する。

- 2 代議員の任期は1年とし、再任を妨げない。補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または、総会を構成する者の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 4 総会は、会長が招集する。
- 5 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。
- 6 議長は、出席代議員の中から議事録署名人2名を指名する。
- 7 総会は次の事項を決定する。
 - (1) 事業計画及び予算の決定に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
 - (3) 会長、副会長、会計、理事、専門部会部会長、専門部会副部会長、監事の選出及び事務局長の委嘱同意に関すること。
 - (4) 規約の制定、改廃に関すること。
 - (5) その他重要事項に関すること。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、理事、専門部会部会長、専門部会副部会長及び事務局長をもって構成する。

- 2 役員会は、総会において諮るべき事項及び振興会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 役員会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、役員会を構成する者以外の者を役員会に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第13条 専門部会は、総会及び役員会で決定された方針等に基づき事業を実施する。

2 専門部会は、次のとおりとする。

(1) あんしん部会

[担当—防災対策・防犯対策・交通安全対策・環境保全・生活改善・交通対策・地域情報化・広報啓発・他の専門部会に属さない事業]

(2) いきいき部会

[担当—福祉対策・健康増進・スポーツ・高齢者対策・青少年健全育成・子育て支援・文化芸術・生涯学習・人権啓発・地域交流]

(3) きらめき部会

[担当—地域活性化・交流促進・景観対策・産業振興・獣害対策]

(4) みらい部会

[担当—将来構想の推進・総合過疎対策の推進]

3 専門部会の部会員は、会員より部会長が選任し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとし、補欠により選出された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門部会は、部会長が招集し、議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を専門部会に出席させ、意見を求めることができる。

6 専門部会間の調整は、役員会が当たることとする。ただし、相互の専門部会が協議し、協力する場合はこの限りではない。

【 第4章 自主防災隊 】

(自主防災隊)

第14条 学区ぐるみの自主防災体制を確立し、会員の生命・財産を守るため、振興会の付属組織として自主防災隊を組織する。

2 自主防災隊の組織、運営に必要な事項は別に定める。

【 第5章 その他 】

(会計)

第15条 振興会の運営等に関する経費は、交付金、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 振興会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、振興会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

2 振興会が解散した場合、その地位は鮎河学区区長会が承継するものとする。

付 則

この規約は、平成23年5月28日から施行する。

付 則

この規約は、平成25年5月26日から改正施行する。

付 則

この規約は、令和4年9月21日から改正施行する。

付 則

この規約は令和5年10月10日から改正する。ただし、第7条の5、6については平成29年5月28日に遡上し施行する。

付 則

この規約は、令和7年5月16日に改正施行する。